

塩釜地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

1. 条例改正の内容

対象火気省令の一部改正に伴い、本組合火災予防条例の一部を以下のとおり改正します。

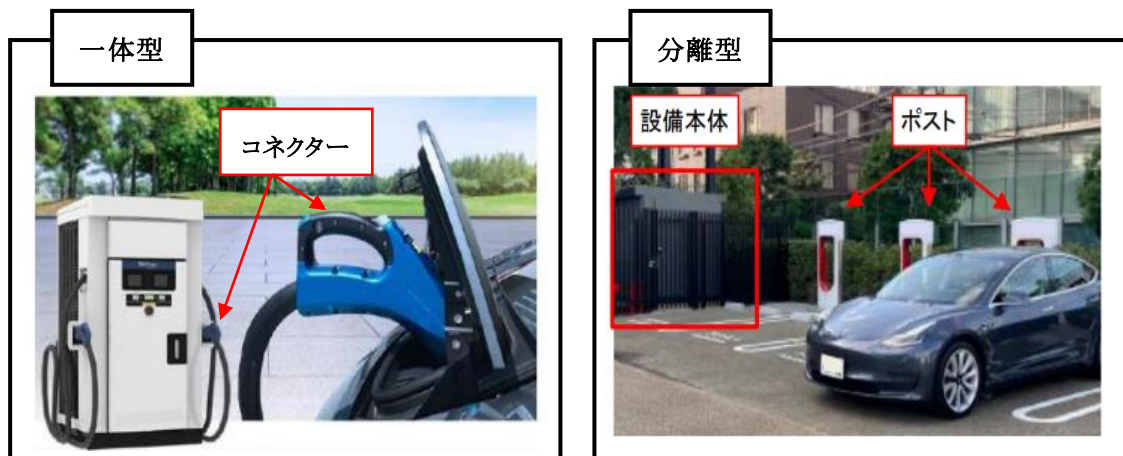
(1) 急速充電設備の定義について

- ① 急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃する。
- ② 急速充電設備は「コネクター*²を用いて充電するもの」であることを明記するとともに、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト*³により構成されるもの）にあつては、充電ポストを含むこととする。

*² 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの

*³ コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

< 急速充電設備のイメージ >



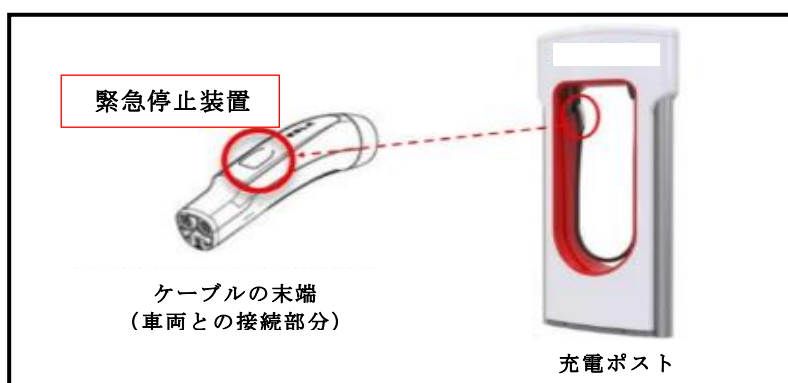
(2) 充電ポストの取扱いに関する事項

分離型の充電ポストは変圧機能を有していないため出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している次の規定を適用しないこととする。

- ① 筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと。
- ② 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

(3) 緊急停止装置について

急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、手動で緊急に停止することができる装置（緊急停止装置）を速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととする。



(4) 蓄電池について

- ① 急速充電設備の設備本体に内蔵する蓄電池が、主として保安のために設けるもののみの場合は、急速充電設備を自動的に停止される等の措置に関する規定を適用しないこととする。
- ② 分離型の急速充電設備にあっては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととする。

(5) 喫煙等に関する規定の見直しについて

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならないこととする。



2. 施行日

公布の日（※上記 2 の(1)から(4)までの改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行）